

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 2 - 1
- 2 案件名 公営住宅法施行令改正に伴う税連携フォーマット変更業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日～令和3年（2021年）6月30日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区磯辺通り2丁目1-13  
社名：株式会社ニチワ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件は現行の公営住宅システムの機能変更を目的としており、上記契約相手方は、ソフトウェアの開発元であり所有権を持つNECソリューションイノベータ社の代理店で同システムを設計、構築した事業者であることから、著作権等の権利関係のため、ほかに受託できる事業者がないため。
- 7 問合わせ先  
課名： 住まい政策課 内線：2377

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝環政委－2
- 2 案件名 環境フォーラム等実施業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 契約日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字牛クラヒ42番地  
名称：環境都市宝塚推進市民会議
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項但し書該当  
  
(指定理由)  
本業務は、地球規模の環境問題や地域の環境問題を解決していくために、講座やパネル展を実施し、市民の方への啓発を図るものである。  
契約の相手方は、市域の環境保全活動団体や事業者等、立場の異なる団体で組織され、その構成員は自ら環境問題に取り組み、様々な実践活動を行っている。地域の環境資源を活用し、環境問題を身近なところから捉えながら次代を担う指導者の育成を行おうとする本業務を遂行できるのは当該相手方以外にいないことから当該相手方と特名随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先 課名：環境政策課 内線：2402

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T34-19
- 2 案件名 令和3年度フラワー都市交流連絡協議会 宝塚市交流会事業
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 1-1
- 4 契約期間 令和3年(2021年)5月6日 ~  
令和3年(2021年)11月30日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府北区梅田2丁目5-25 ハービス OSAKA  
社名：株式会社 阪急交通社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本事業はコロナ禍において、催行人数が見通せない中で、最大300人分の宝塚歌劇観覧のチケット手配、変更、解約を短期間に行う業務が含まれています。  
阪急電鉄株式会社と同じ阪急阪神ホールディングス株式会社に属している上記業社のみその業務を履行することができることから指定するものです。
7. 問い合わせ先  
課名：農政課  
内線：2415

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号
- 2 案件名 「トライやる・ウィーク」推進事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内中学校地内
- 4 契約期間 契約日～令和4年(2022年)2月28日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市立各中学校  
名称：各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第2項第4号該当  
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」実施要項  
地域連携推進活動(地域に活かす「トライやる」アクション)実施要項  
県教委交付金交付要綱

(指定理由)

当該事業は兵庫県教育委員会が示す上記実施要項の主旨に基づき学校教育活動として、中学校区により体験活動を推進するものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、各中学校区「トライやる・ウィーク」推進委員会に当該事業を委託しようとするものである。

また、当該事業を委託しようとしている団体は、当該中学校の校長を代表とする団体で、「トライやる・ウィーク」事業を円滑に推進することを目的としており、市立中学校長、教頭、その他教諭やPTAが構成委員であるので、各中学校での教育活動の課題や地域の状況・効果的な実施について充分把握していることから、本事業を推進するにふさわしい団体である。

よって、その事業の目的から競争入札に適しないことから当該団体と契約を行うものである。

### 7 問合せ先

学校教育課(内線：2195)